

ID: 199

担当部署: 建設課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町公園条例施行規則 第3条		
例 規 番 号	平成17年規則第115号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備の承認) 第3条 利用者は、公園内に特別な設備、又は備え付け以外の器具を持ち込み使用するときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日